令和６年度短期集中予防通所サービス実施手順書

**１　利用希望者の受付**

地域高齢者支援センターは、利用希望者に基本チェックリストを実施し、総合事業の対象者であることを確認してください。

短期集中予防通所サービス（以下「通所型サービスＣ」という。）は、原則として３か月間集中して機能訓練等を行い、介護保険制度からの卒業を目指すコースであることを説明し、通所型サービスＣ事業者の特色あるメニューから、ニーズと必要性を判断して、御案内ください。

通所型サービスＣは、ケアマネジメントＡにより利用手続きを行ってください。

**２　申込み**

地域高齢者支援センターは、通所型サービスＣ事業者に利用の申込みをし、サービス担当者会議の日程調整を行ってください。必要に応じ、「通所型サービスＣ連絡票」を使用してください（様式は任意です）。

**３　サービス担当者会議**

地域高齢者支援センターは、利用者（必要に応じ家族）、通所型サービスＣ事業者とサービス担当者会議を開催し、ケアプランを作成してください。ケアプランは、利用開始月の月末までに、市へ提出してください。

利用者と通所型サービスＣ事業者との契約は必須ではありません（利用者は、市と事業者との契約に基づくサービスを利用するもの）。

なお、プログラム提供にあたり、利用者がプログラムの内容をよく理解したうえで、主体的に参加することは、参加の意欲を高め、その後の自立した身体活動の維持のため不可欠な要素です。利用者に分かりやすい形で、プログラムの内容、進め方、効果、リスク、緊急時の対応を説明し、利用者の同意を得てください。

**４　送迎の調整**

通所型サービスＣ事業者により、送迎サービスを実施していますので、ケアマネジメントの結果必要と判断した場合は、事業者と調整してください。必要に応じ、「通所型サービスＣ連絡票」を使用してください。

**５　利用の休止、変更等**

　　利用者の心身の変化等により、途中で利用を停止したり、利用回数を変更したりする場合等は、事業者に随時連絡してください。必要に応じ、「通所型サービスＣ連絡票」を使用してください。

**６　評価**

通所型サービスＣ事業者は、サービス開始時及び、提供１か月ごとに、次の評価項目を測定し、記録してください。

体力測定は、厚生労働省作成の『運動器の機能向上マニュアル』（平成21年3月改訂版。以下「マニュアル」という。）に従い行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価指標 | 評価項目 | 測定ﾏﾆｭｱﾙ等 |
| 筋力 | 握力（右）握力（左） | 運動器の機能向上マニュアル資料４：① |
| バランス能力 | 開眼片足立ち（右）開眼片足立ち（左） | 資料４：③ |
| 複合的動作能力 | Time　up　&　go　test | 資料４：④ |
| 歩行能力 | ５ｍ歩行時間（最大） | 資料４：⑤ |
| 柔軟性 | 長座位前屈 |  |
| 痛み | ＶＡＳ | 運動器の機能向上マニュアル7.4(1) |
| 主観的健康観 | 主観的健康観スケール | 別紙 |
| 基礎データ | 身長 | 自己申告又は計測 |
| 体重 | 計測 |
| 血圧 | 自己計測も可 |

測定結果は、マニュアルの「特定高齢者・要支援高齢者別アウトカム指標の平均値と標準偏差」、「特定高齢者・要支援高齢者別アウトカム指標の５分類」の表を参考に評価してください。痛みのアセスメントは、マニュアルの「痛みのアセスメント」を参考に評価してください。

評価報告様式は、マニュアルの「運動器の機能向上プログラム報告書」及び「運動器の機能向上プログラム理学療法評価」のとおりとします。

プログラムの前、プログラム提供中、プログラム終了後の留意点は、それぞれ、マニュアルの「プログラムを行う際の留意点」を参照してください。

**７　報告**

通所型サービスＣ事業者は、１か月ごとに、地域高齢者支援センターに、利用者への提供実績（提供日、内容が分かるものであれば、様式は不問）及び、統一指標に基づく理学療法士等による評価内容を報告してください。

また、３か月経過時点で、事前・事後アセスメントの結果を集計し、目標の達成、運動器の機能の変化、主観的健康観、残された課題等を評価し、地域高齢者支援センターに報告してください。

**８　アセスメント**

地域高齢者支援センターは通所型サービスＣ事業者の評価を受け、サービス提供の効果を見極め、利用者のアセスメントを行い、サービスＣ利用終了後の支援につなぎます。利用者、事業者と協議のうえ、心身の改善状況等に応じてさらに３か月の延長（最長６か月）、事業所の変更、通所型サービスＡ、通所型サービスＢまたは地域の通いの場への移行等を判断してください。なお、卒業を目指すコースのため、原則として、予防給付型通所サービスの利用へはつなげません。

また、このサービスを利用したものが再度利用する場合は、原則として６か月以上の期間をあけること。

**９　請求**

　　地域高齢者支援センターは、ケアマネジメントＡの請求を行ってください。

通所型サービスＣ事業者は、１か月ごとに、地域高齢者支援センターに提出した提供実績及び評価内容、並びに請求書を市に提出してください。

なお、あらかじめ、市に債権者登録をし、支払口座を指定してください。

請求書には、利用実績として、次の内容が分かるよう明示してください（請求書の様式は任意です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 回数等 | 委託料単価 | 人数 |
| 週１回の利用者 | １８，４６５円 | 〇〇人 |
| 週２回の利用者 | ３７，１８７円 | 〇〇人 |